

# 事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長

## 1. 改正のポイント

### (1) 趣旨・目的

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除の特例措置（法人版事業承継税制の特例措置）及び個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度（個人版事業承継税制）について、コロナの影響の長期化や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の検討が遅れている状況を踏まえ、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限を2年延長する。

### (2) 内容

非上場会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度は従前より存在していたが、適用件数が振るわず事業承継が進まない状況にあったため、2018（平成30）年から10年間の期間限定でより使い勝手の良い特例措置が創設された。また、個人事業者についても円滑な事業承継を促進するため、2019（平成31）年から10年間の期間限定で特定の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度が創設された。

両制度の適用にあたっては、特例承継計画又は個人事業承継計画を提出する必要があるが、その提出期限を従来の2024（令和6）年3月31日から2年間延長し、2026（令和8）年3月31日とする。

ただし、適用期限（法人版事業承継税制の特例措置は2027（令和9）年12月31日、個人版事業承継税制は2028（令和10）年12月31日）は、延長しない。

	特例承継計画・個人事業承継計画の提出期限	適用期限
法人版事業承継税制の特例措置	令和6年3月31日 ※ → <b>令和8年3月31日</b>	令和9年12月31日 (改正なし)
個人版事業承継税制	令和6年3月31日 → <b>令和8年3月31日</b>	令和10年12月31日 (改正なし)

※ 特例承継計画の提出期限は令和4年度改正により令和5年3月31日から1年延長

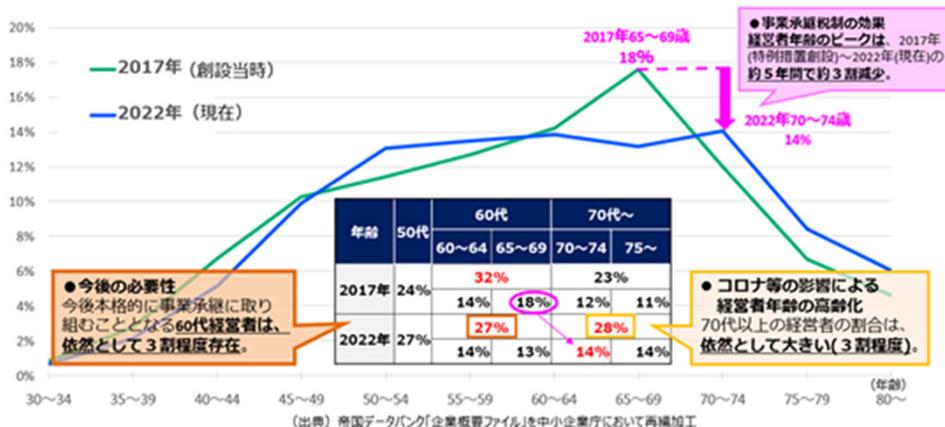
## 2. 改正の趣旨・背景

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化が問題視される中、円滑な事業承継を促進するため、非上場会社株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度について、2018(平成30)年から10年間の期間限定でより使い勝手の良い特例措置が創設された(法人版事業承継税制の特例措置)。また、個人事業者についても円滑な事業承継を促進するため、2019(平成31)年から10年間の期間限定で特定の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予・免除制度が創設された(個人版事業承継税制)。

特例措置の創設により法人版事業承継税制の適用件数は急増し、経営者年齢のピークの人数割合は、2017(平成29)年から2022(令和4)年の5年間で約3割減少した。しかし、2020(令和2)年から2022(令和4)年の特例承継計画の申請件数は減少しており、2022(令和4)年時点において、70代以上の経営者割合は3割、今後事業承継に取り組む60代経営者も3割と、依然として高い割合で存在している。このように事業承継が進んでいないのは、コロナの影響の長期化や物価高騰等の急激な経営環境の変化により事業承継の検討が遅れていることも影響していると考えられる。

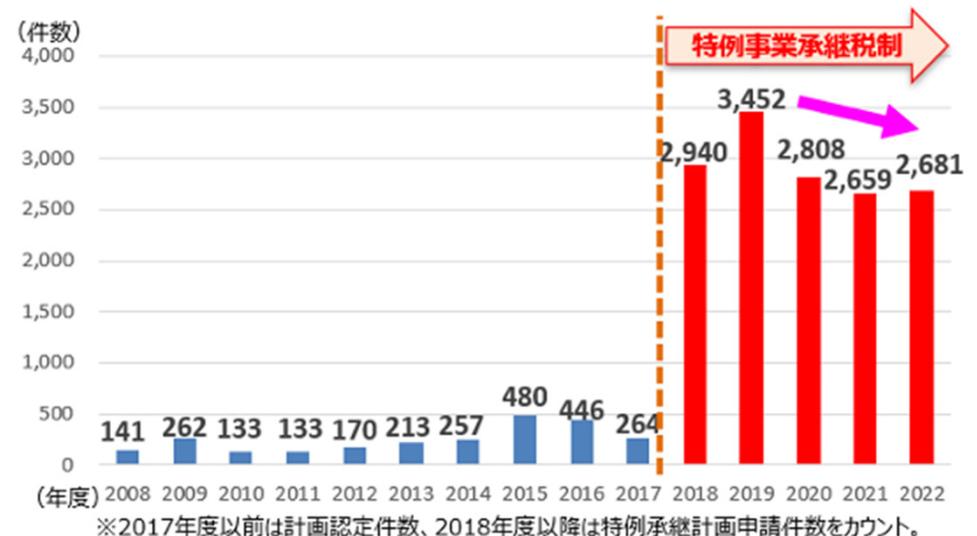
このような状況を踏まえ、特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限を従来の2024(令和6)年3月31日から2年間延長し、2026(令和8)年3月31日とする。

図1 経営者年齢の推移(2017年と2022年の比較)



【出典】図1、2 経済産業省令和6年度税制改正要望事項

図2 法人版事業承継税制の適用件数の推移



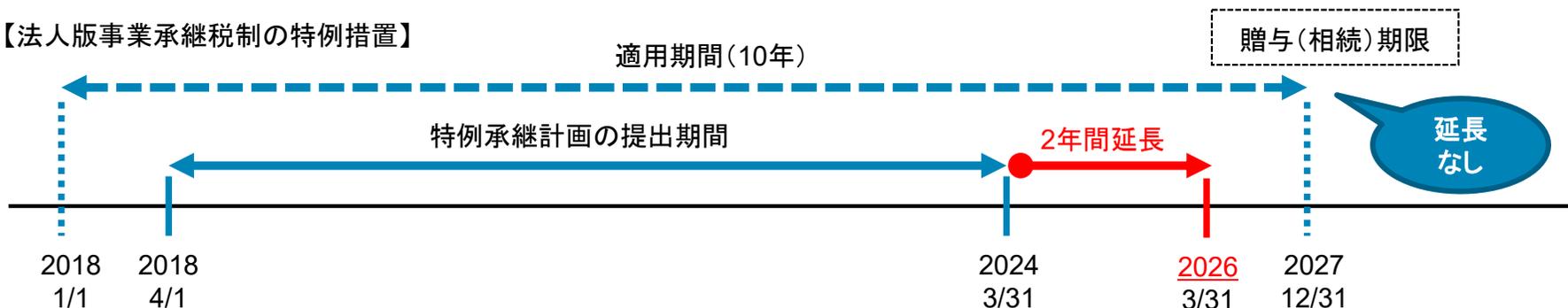
(相続税・贈与税・事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

### 3. 改正の内容・実務のポイント

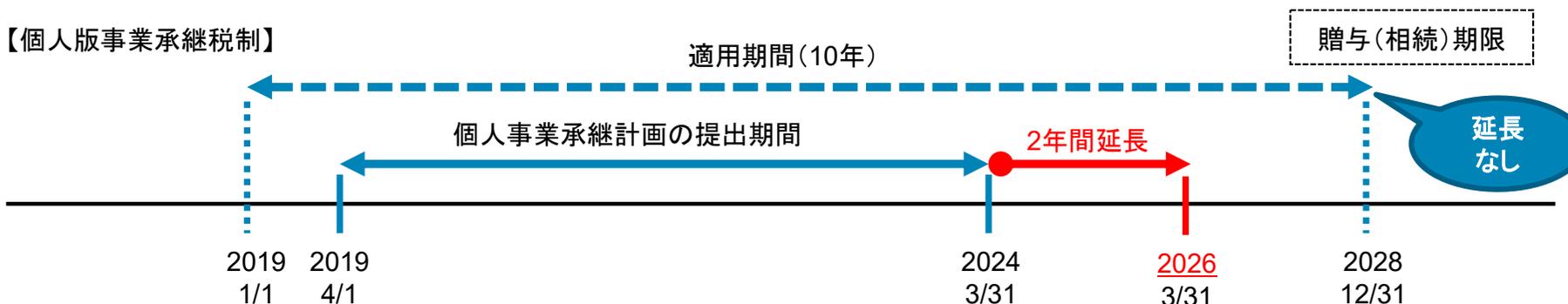
#### (1) 改正の内容

特例承継計画及び個人事業承継計画の提出期限を2年間延長し、2026(令和8)年3月31日とする。

##### 【法人版事業承継税制の特例措置】



##### 【個人版事業承継税制】



#### (2) 実務のポイント

- ・ 適用期限(法人版事業承継税制の特例措置は2027(令和9)年12月31日、個人版事業承継税制は2028(令和10)年12月31日)は、今後も延長されない見込みのため、本制度の適用を受ける可能性がある場合は、早めに事業承継計画の策定に着手したほうが良い。
- ・ 特例承継計画を提出したが猶予は受けなかったという場合でもペナルティはなく、また、相続税の納税猶予の場合、相続直前における後継者の役員就任要件を除外できるので、提出しておくが良い。
- ・ 法人版事業承継税制の特例措置(贈与税)の適用を受ける場合は、後継者は本年(2024(令和6)年)末までに役員に就任している必要がある。

## 4. 実務上の留意点 法人版事業承継税制の特例措置

**後継者の役員要件に注意** 贈与:継続3年役員、相続:相続日に役員、みなし相続:相続日に代表者であること

(1) 法人版事業承継税制の特例措置(贈与税)では、後継者が贈与日まで3年以上継続して役員であることが求められており、過去就任期間の「通算」ではない。

ポイント① 子会社出向などにより役員就任期間が途切れてしまう場合には要注意。

ポイント② 特例措置の適用期限は2027(令和9)年末のため、後継者は本年(2024(令和6)年)末までに役員に就任している必要がある。

(2) 法人版事業承継税制の特例措置(相続税)では、被相続人が70歳未満である場合又は後継者が特例承継計画に記載された者である場合を除き、後継者が相続直前に役員であることが要件とされている。また、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において特例認定承継会社の代表権を有することも要件である。

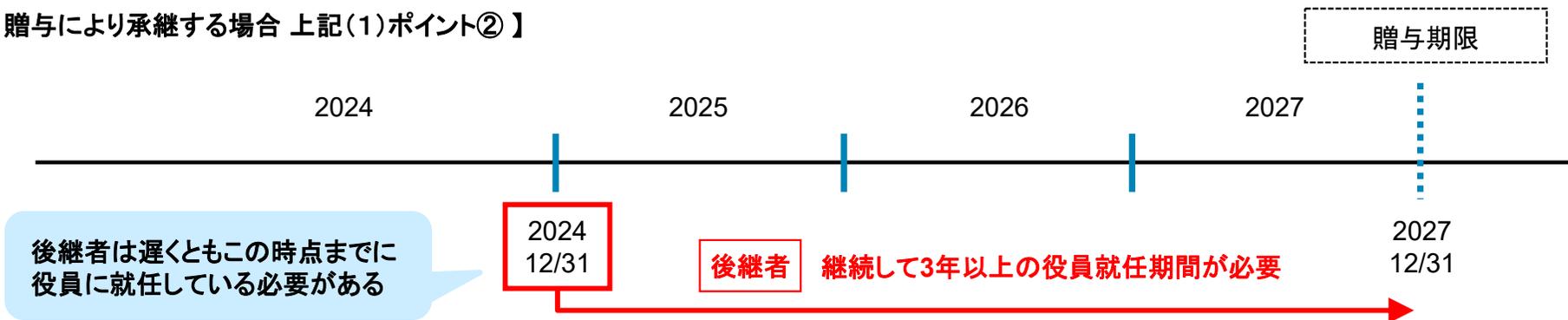
ポイント① 先代が70歳以上なら、早急に後継者の役員登用又は特例承継計画の提出が必須となる。

(3) みなし相続※の場合は、相続日に「代表者」であることが求められる。

ポイント① 承継期間経過後は代表者要件は求められていないため、後継者が代表者から外れるケースも想定されるが、予期せぬ相続に備えるため、後継者は引き続き代表であることが望ましい。

※みなし相続: 贈与税の納税猶予税度を適用し株式の贈与を行った贈与者の相続が発生した場合、猶予されていた贈与税は免除となるが、特例の対象とした贈与により取得した株式は、相続により取得されたものとみなされ、相続税の課税対象となる。

### 【 贈与により承継する場合 上記(1)ポイント② 】



# 5. 制度の概要 法人版事業承継税制の特例措置(相続税)

## 【非上場株式等に係る相続税の納税猶予・免除の特例措置】

## 【特例後継者の要件】

### 【先代経営者等の要件】

- 先代経営者の要件については一般制度と同様
- すべての個人株主が適用対象(親族・親族外は問わない)

(注)先代経営者が70歳未満で死亡した場合、または、相続発生前に特例承継計画の確認を受けている場合には、この限りではない。

- 相続開始の直前において、特例認定承継会社の役員(注)であり、相続開始の日の翌日から5月を経過する日において特例認定承継会社の代表権を有すること(親族・親族外は問わない)
- 後継者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が複数名の場合は、議決権数が上位2名又は3名の者(総議決権数10%以上を有する者に限る))であること

### 【事業継続要件】

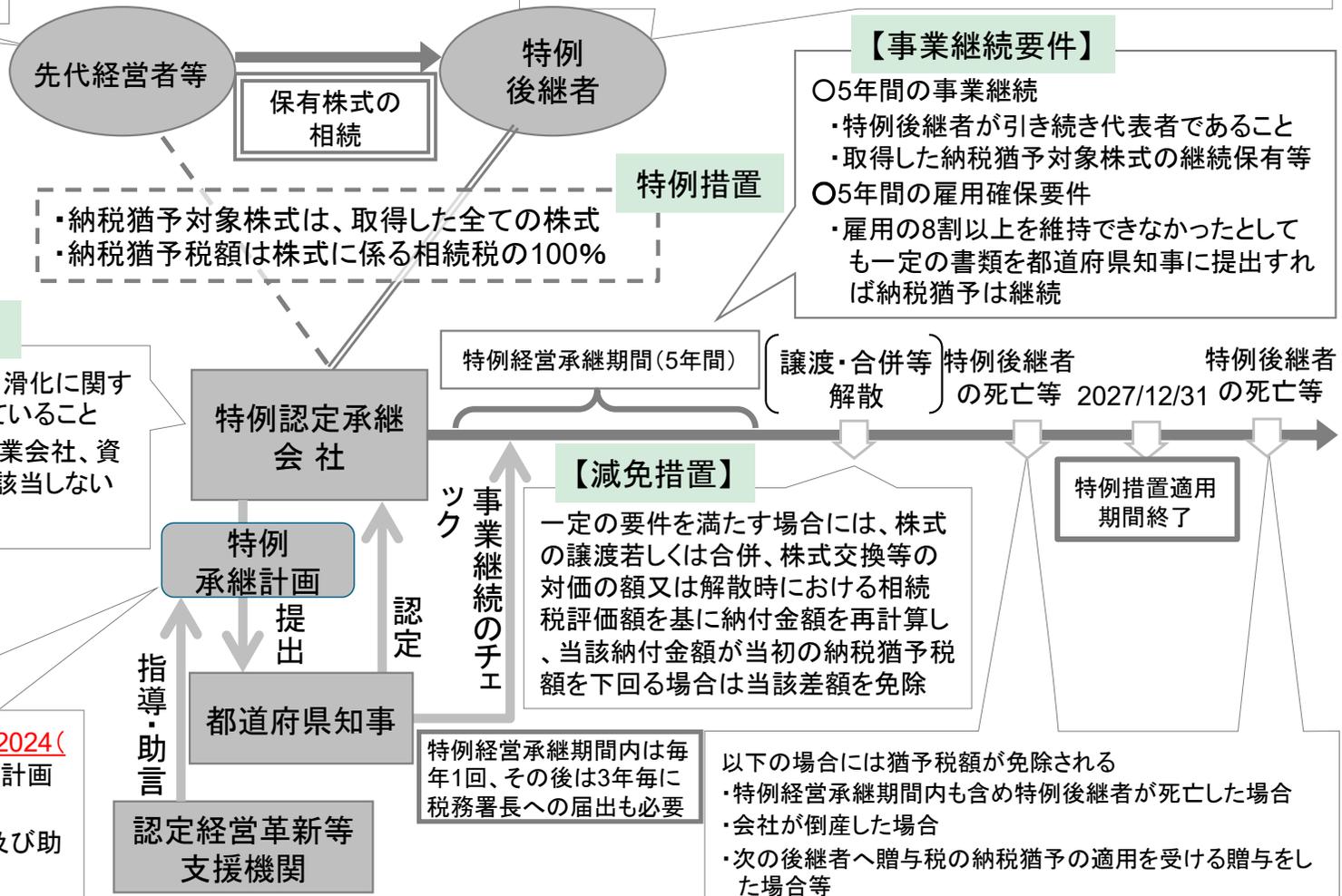
- 5年間の事業継続
  - ・特例後継者が引き続き代表者であること
  - ・取得した納税猶予対象株式の継続保有等
- 5年間の雇用確保要件
  - ・雇用の8割以上を維持できなかったとしても一定の書類を都道府県知事に提出すれば納税猶予は継続

### 【特例認定承継会社の要件】

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けていること(一般制度同様、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと等の要件がある)

### 【特例承継計画の要件】

- 2026(令和8)年3月31日(改正前:2024(令和6)年3月31日)までに特例承継計画を都道府県知事に提出していること
- 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画であること



(相続税・贈与税:事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

# 5. 制度の概要 法人版事業承継税制の特例措置(贈与税)

## 【非上場株式等に係る贈与税の納税猶予・免除の特例措置】

## 【特例後継者の要件】

- 18歳以上であり、かつ、役員就任から3年以上経過していること(親族・親族外は問わない)
- 特例認定承継会社の代表権を有すること
- 後継者と同族関係者で総議決権数の50%超を有すること
- 同族関係者のうち議決権を最も多く有する者(後継者が複数の場合は、議決権数が上位2名又は3名の者(総議決権数の10%以上を有する者に限る))であること

## 【先代経営者等の要件】

- 先代経営者の要件については一般制度と同様
- すべての個人株主が適用対象(親族・親族外は問わない)

## 【相続時精算課税制度】

特例後継者が贈与者の推定相続人、孫以外の者である贈与も相続時精算課税制度の適用対象(原則的評価額による)

先代経営者等

保有株式の  
一括贈与(注)

特例  
後継者

注)全部または一定以上

- ・納税猶予対象株式は、取得した全ての株式
- ・納税猶予税額は株式に係る贈与税の100%
- ・納税猶予税額は暦年課税又は相続時精算課税による計算

## 【事業継続要件】

- 5年間の事業継続
  - ・特例後継者が引き続き代表者であること
  - ・取得した納税猶予対象株式の継続保有等
- 5年間の雇用確保要件
  - ・雇用の8割以上を維持できなかったとしても一定の書類を都道府県知事に提出すれば納税猶予は継続

## 【特例認定承継会社の要件】

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けていること(一般制度同様、上場会社、風俗営業会社、資産保有型会社、資産運用型会社に該当しないこと等の要件がある)

特例認定承継  
会社

特例経営承継期間(5年間)

〔譲渡・合併等  
解散〕

先代経営者等  
の死亡

先代経営者等  
の死亡

2027/12/31

## 【減免措置】

一定の要件を満たす場合には、株式の譲渡若しくは合併、株式交換等の対価の額又は解散時における相続税評価額を基に納付金額を再計算し、当該納付金額が当初の納税猶予税額を下回る場合は当該差額を免除

特例措置適用  
期間終了

## 【特例承継計画の要件】

- 2026(令和8)年3月31日(改正前:2024(令和6)年3月31日)までに特例承継計画を都道府県知事に提出していること
- 認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受け作成した計画であること

特例  
承継計画

提出

都道府県知事

指導・助言

認定経営革新等  
支援機関

事業継続の  
チェック

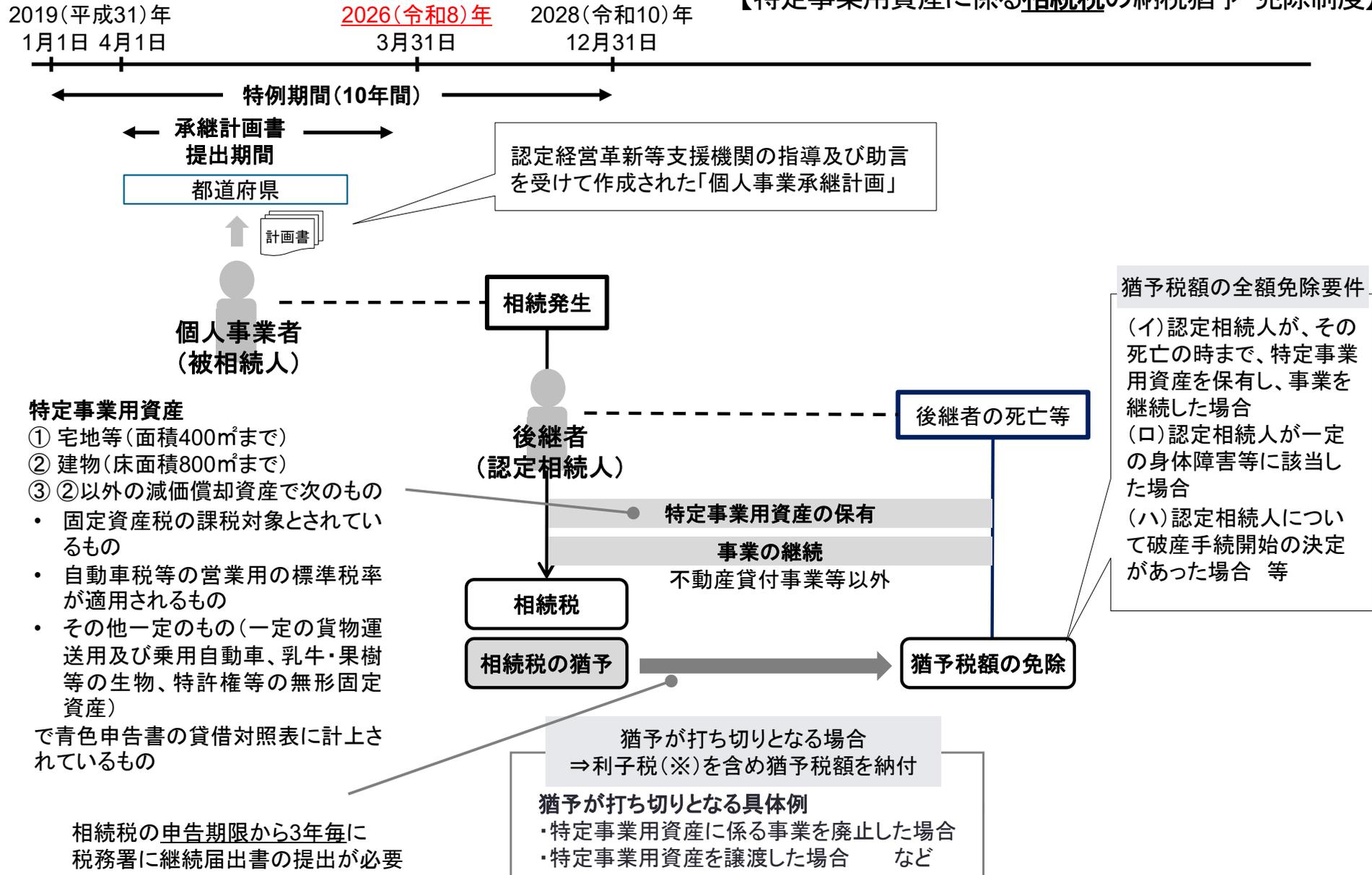
特例経営承継期間内は毎年1回、その後は3年毎に税務署長への届出も必要

先代経営者等(贈与者)が死亡した場合には、猶予されていた贈与税は免除され、先代経営者等から特例後継者に相続又は遺贈があったものとみなして相続税が課税される。なお、一般制度と同様に、都道府県知事の「確認」を受け要件を満たせば、課税された相続税の納税猶予の適用が可能となる。

(相続税・贈与税:事業承継税制 特例承継計画等の提出期限の延長)

# 5. 制度の概要 個人版事業承継税制(相続税)

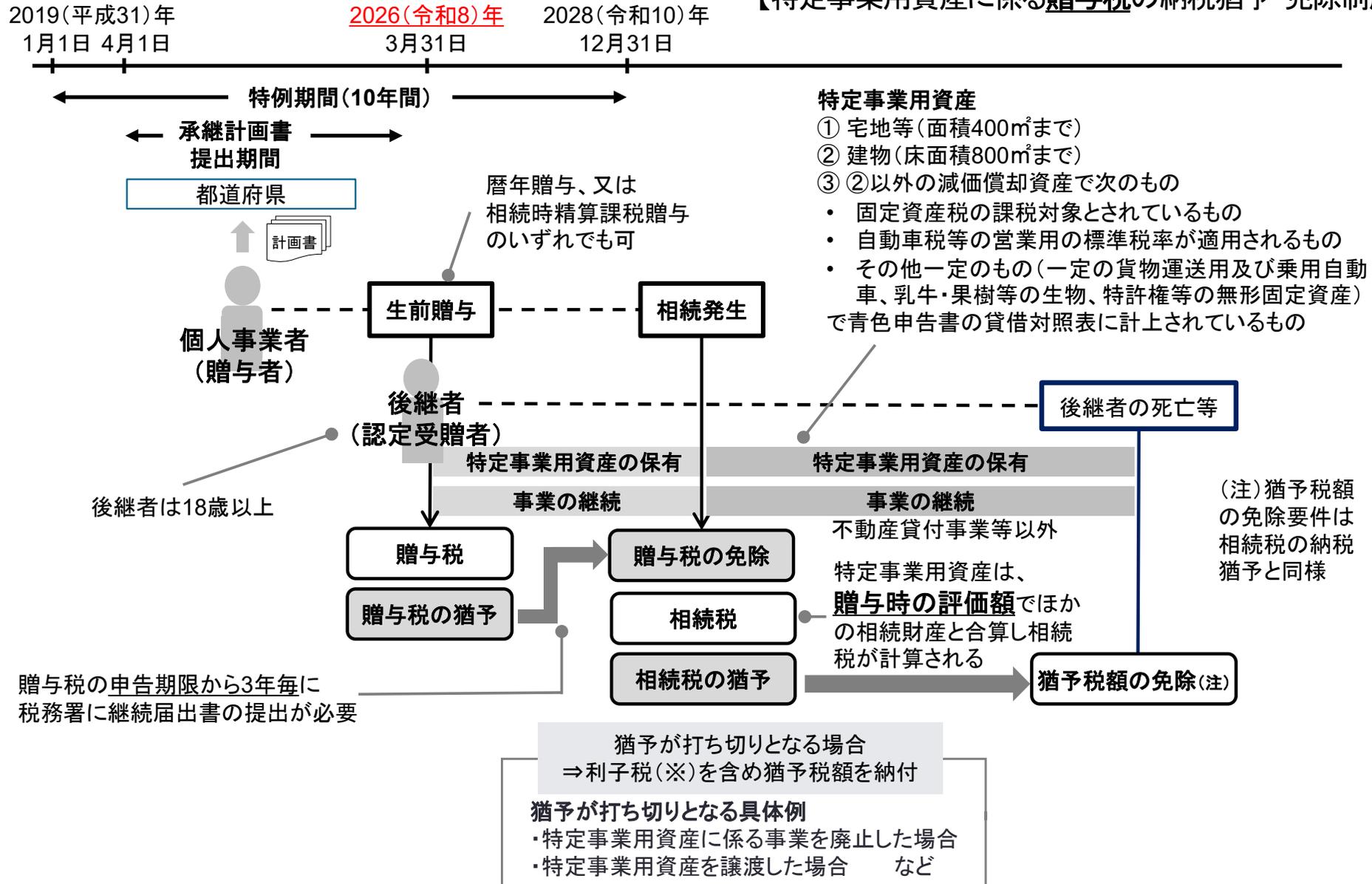
## 【特定事業用資産に係る相続税の納税猶予・免除制度】



※ 年3.6%(利子税の特例(特例基準割合が0.9%の場合)を適用した場合は、年0.4%)

# 5. 制度の概要 個人版事業承継税制(贈与税)

## 【特定事業用資産に係る贈与税の納税猶予・免除制度】



※ 年3.6%(利子税の特例(特例基準割合が0.9%の場合)を適用した場合は、年0.4%)